

不適合管理委員会報告情報  
平成18年1月20日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

平成18年1月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	復水器脱塩装置遠方操作盤(PNL-9100-1)において、CRT操作不能な為、当該操作盤を点検・修理	
2	1号機	主発電機密封油処理系真空ポンプ排気管において、フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	
3	2号機	過渡現象記録装置において、「周辺機器故障」の表示が発生したため、原因を調査	
4	4号機	主発電機固定子冷却水ポンプ出口圧カススイッチ(PSL-43-30-2)点検時、テスト弁にシートリーク及び検出配管に損傷が認められたため、当該弁及び配管を交換	
5	4号機	原子炉建屋スチームドレンタンクポンプドレンポンプのリミットスイッチにおいて、動作不良が認められたため、リミットスイッチを点検・校正	
6	5号機	作業終了後退域のため作業現場からの移動時、 $\gamma$ ・ $\beta$ 線電子式線量計(NO.5237)の誤警報が発生したため、当該線量計を点検・修理	
7	5号機	所内ボイラ(A)の起動前薬液注入時、清缶剤ポンプの吐出ラインに詰まりが認められたため、当該注入ラインを点検・清掃	
8	5号機	硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、吐出ユニオン部に水のにじみおよび吐出配管の保温材に脱落が認められたため、当該部を点検・修理	
9	5号機	所内ボイラ溶存酸素計ラック(R-1141)において、PH計の腐食が認められたため、PH計を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	タービン建屋南西側のサブドレンNO. 76において、排水配管に腐食が認められたため、当該配管を補修塗装	
11	5号機	床ドレン収集ポンプの吐出弁(AO-20-195)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
12	6号機	非常用ディーゼル発電機(6A)の機関入口潤滑油圧力指示計点検時、指針の動作不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	
13	6号機	制御棒駆動水圧ユニット方向制御弁(L/N 18-55:123弁)のリークテスト実施時、基準値超えが認められたため、当該弁を分解点検	
14	6号機	発電機出力記録計点検時、ペン駆動部のレスポンスタイムに管理値逸脱が認められたため、当該記録計を点検・修理	
15	6号機	主蒸気管(A)流量計用元弁(B22-FF001-013)浸透探傷検査時、弁座シート面に線状指示模様が認められたため、対応検討	
16	6号機	主蒸気管(A)流量計用元弁(B22-FF001-002)浸透探傷検査時、弁体シート面に線状の浸透指示模様が認められたため、対応を検討	
17	6号機	主復水器細管洗浄装置の電動弁点検時、電源及び制御ケーブルの電線管コネクタ一部に水の溜まりが見られたため、当該部を点検・修理	
18	その他	電離箱サーベイメータ(ICW-85)使用中、測定不能が認められたため、サーベイメータを点検・修理	
19	その他	電離箱サーベイメータ(ICW-82・87・149)貸出前の動作確認中、測定不能が認められたため、サーベイメータを点検・修理	
20	その他	電離箱サーベイメータ(ICW-2)使用前確認中、測定不能が認められたため、サーベイメータを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで